

児童発達支援センター岐阜市立恵光学園

障害児相談支援運営規程

令和6年3月28日決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜市児童発達支援センター条例（昭和33年岐阜市条例29号。以下「条例」という。）の規定に基づき設置する児童発達支援センター岐阜市立恵光学園（以下「学園」という。）が行う児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援（以下「事業」という。）の適正な運用をし、事業を必要とする障害児等（以下「利用児」という。）に対し適正な支援を行うため、学園の人員、管理運営等に関し、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に基づき、条例及び岐阜市児童発達支援センター条例施行規則（昭和33年岐阜市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 学園は、事業の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定に係る利用児及びその保護者（以下「利用者」という。）の意志及び人格を尊重し、適切な支援を行うものとする。

2 学園は、利用児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用児の身体の状態、その置かれている環境等に応じて、利用児又は利用者の選択に基づき、適切な支援が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用児に提供される支援が特定の種類または特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村及び障害福祉サービス事業者等、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な支援の提供に努めるものとする。

5 事業の実施に関しては、その提供する事業の評価を行い、常にその改善を図るよう努めるものとする。

6 前5項の他、支援にあたって、職員は関係法令及びこの規程等を順守し、常に利用児又は利用者の立場に立って、支援の充実及び向上に努め、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(職員の職種及び員数)

第3条 学園は、次の各号に掲げる職種に応じ、それぞれ当該各号に定める人数の職員を置く。

- (1) 管理者（以下「園長」という。） 1人（児童発達支援及び保育所等訪問支援と兼務）
- (2) 児童発達支援管理責任者 1人（児童発達支援及び保育所等訪問支援と兼務）
- (3) 相談支援専門員 1人
- (4) 事務員 1人（児童発達支援及び保育所等訪問支援と兼務）

(職務内容)

第4条 学園における職員の職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長は、職員の管理、事業の利用の申し込みに係る調整、業務の状況の把握その他学園運営管理を一元的に行うものとし、法令等に規定されている事業の実施に関し、学園の職員に対し、関連法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。園長に事故があるとき又は園長が欠けたときは、あらかじめ園長が指定した職員がその職務を代理する。
- (2) 児童発達支援管理責任者は、常に利用児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、園児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。また支援に関する職員への技術指導と助言等を行う。
- (3) 相談支援専門員は、次の業務を行う。
 - (ア) アセスメントを実施すること。
 - (イ) 障害児支援利用計画書を作成すること。
 - (ウ) 障害児支援利用計画書を利用者等に交付すること。
 - (エ) モニタリングを実施すること。
 - (オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
 - (カ) 利用者等からの依頼により、利用児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。
 - (キ) その他必要な相談及び援助。
- (4) 事務員は、学園の設備管理や契約に伴って発生する利用料の請求事務等を行う。

(開園日および開園時間)

第5条 学園の開園日及び開園時間並びに支援の提供日及び支援の提供時間を次のとおりとする。

- (1) 開園日及び開園時間 岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する市の休日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分とする。
- (2) 支援の提供日及び提供時間 学園の開園日及び開園時間内で、利用者との相談の上支援の提供日及び提供時間を取り決めるものとする。

(事業の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供方法等についての説明

利用児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じ行うものとする。

- (2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

(ア) 適切な方法により、利用児の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用児の希望する生活や利用児が自立した日常生

活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。

(イ) 利用児の居宅を訪問し、利用児及びその家族に面接して行うものとする。
また、面接の趣旨を利用児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) 障害児支援利用計画案の作成

(ア) アセスメントに基づき、地域における指定障害児通所支援が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

(イ) 障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、障害児支援利用計画案の内容について、利用児及びその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) 障害児支援利用計画を作成した際には、利用者等に交付するものとする。

(4) 障害児支援利用計画の作成

(ア) 通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(イ) 上記(ア)に規定するサービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、利用児及びその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) 障害児支援利用計画を作成した際には、利用者等及び担当者に交付するものとする。

(5) モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施

(ア) 利用児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、内閣府令で定める期間ごとに利用児の居宅等を訪問し、利用児等に面接し、その結果を記録するものとする。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じて障害児支援利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1)から(5)に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 事業を実施した際に受領する費用の額は、内閣総理大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として、利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

- 2 前項のほか、岐阜市外地で事業の提供を行う際は、交通費実費負担分の支払いを受けることができるものとする。
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 4 第1～2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業所は、利用児が同一の月に事業の提供を受けたときは、当該利用児が当該同一の月に受けた指定通所支援に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第24条第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の6第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定通所支援事業の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び利用児に対し事業を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(事業の実施地域)

第9条 事業を実施する地域は、岐阜市とする。

(事業を提供する主たる対象者)

第10条 事業所において指定障害児相談支援を提供する主たる対象者は、障害児とする。

(身体的拘束等の禁止)

第11条 学園は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないものとする。

2 学園は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 学園は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(こどもの権利委員会。(以下「委員会」という。))の設置及び委員会での検討結果についての職員への周知徹底
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 職員に対する身体的拘束等の適正化のための研修の実施

(虐待防止)

第12条 学園は、虐待防止に関する責任者及び虐待防止委員会（こどもの権利委員会。（以下「委員会」という。））を設置するとともに、委員会での検討結果について職員へ周知徹底し、利用児や利用者支援をきめ細かく行うことにより、利用児に対する虐待の未然防止に努める。と発生時の迅速な対応を行う。

- 2 児童虐待が疑われる場合には、関係機関との連携のもと迅速な対応を図り、再発防止に取り組むものとする。
- 3 学園は、虐待の防止啓発・普及のために、職員を対象とした研修を定期的実施する。
- 4 必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。
- 5 職員は、支援の提供に当たっては、利用児を虐待してはならない。学園は、苦情解決の体制を活用し、職員による虐待が発生した場合の早期発見と迅速な対応を行う。
（事業の利用にあたっての留意事項）

第13条 事業を利用するにあたって、利用児の家族は主体性を持ち、利用児の課題解決に向け、支援者とともに意欲的に取り組むものとする。

- 2 利用児及び利用者は居室や設備、器具を本来の用法にしたがって利用するものとし、これに反した利用により破損等が生じた場合、学園は賠償を請求できる。
- 3 利用児及び利用者が自家用車で来園する場合、学園の指示に沿って駐車場を利用するものとし、学園周辺での路上駐車はしない。
- 4 上記留意事項のほか、利用児及び利用者は多くの児童及び保護者が利用する施設であることを認識し、相手への思いやりの気持ちを持って利用する。
（緊急時及び事故発生時における対応方法）

第14条 現に事業の提供を行っているときに、利用児及び利用者にて体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに学園が定める医療機関若しくは、利用児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、園長に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業の提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業の提供により、賠償すべき事故が発生したときは速やかに損害を賠償するものとする。
（非常災害対策）

第15条 学園は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、防火管理責任者を配置し、定期的に避難訓練その他の必要な訓練を実施する。

- 2 前項に定めるもののほか、非常災害対策に関する事項については、岐阜市地域防災計画に定めるところによるものとする。
（苦情解決）

第16条 学園は、その提供した事業に関する利用児及び利用者並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する等の必要

な措置を講じるものとする。

- 2 学園は、提供した事業に関し、県及び市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は県及び市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して県及び市町村が行う調査に協力するとともに、県及び市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 学園は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない

（秘密保持等）

第 17 条 学園は、関係機関等に対して利用児に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくものとする。

- 2 学園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児若しくは利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業に係る保有個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）に定めるところによるものとする。

（職員研修等）

第 18 条 学園は職員に対し、その資質の向上のため、次の各号に掲げる研修計画を別に定め実施するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内に 1 回実施する。
- (2) 継続研修 年に 3 回実施する。
- (3) 前 2 号に規定する研修以外の研修 園長がその都度定める。

（記録の整備）

第 19 条 学園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 学園は、利用児に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から 5 年間保存する。

（その他）

第 20 条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。